

講習会及び体験会開催におけるトークスクリプトや
現地販売時に商品に添える書面等につきまして

2022.6.23 株式会社環境保全研究所

謹啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。本日は、リアルの講習会及び体験会を開催されます皆様に、新制度にて配慮すべき事項をご案内申し上げます。新制度開始後のご案内となりますこととお詫び申し上げますと共に、内容につきご理解を賜りたく、なにとぞお願い申し上げます。

●法の規制について

当社商品をお客様にご紹介する機会として開催いただいております現状の講習会や体験会は、訪問販売法の規制対象であり、その内容は次のとおりです。

1. 消費者に対し、①事業者名、②販売しようとする商品などの種類、③目的が販売の勧誘であることを明らかにする必要があります。主催者や講師、運営側の関係者にこのルールをきちんとお伝えいただき徹底いただく、基本的なトークスクリプトを用意いたしました。
2. 現地にて商品を購入するお客様には「特定商取引法の訪問販売」に関わる資料を商品に添えてお渡しする必要があります。8日間のクーリング・オフが適用されます。
3. 支払いは、現地での現金決済のほか、開催場所がサロンや店舗の場合そこに用意されているクレジット決済などがありますが、いずれも上記の2が適用されます。

●基本的なトークスクリプト：講習会主催者様に実施いただく例

1) 事業者名

講習会主催企業が手配された司会者（あるいは主催者）が自己紹介を兼ねてご案内ください。

例：「本日はご多忙な中お集まりくださりありがとうございます。わたくし、本日の司会を務めます☆☆コーポレーションの〇〇と申します。」

2) 販売しようとする商品などの種類

例Ⅰ：「本日は、畜産における環境改善の取り組みとその進捗状況をお話します。」

「事例で用いております商品は株式会社環境保全研究所の△×です。講習会の後ろの棚にございますのでご興味ある方はお手にとってみてください。本日はメーカー希望小売価格の10%オフにて販売いたします。」

「また、畜産を営まれている方で、商品△×の導入を検討したい、もう少し事例を知りたい、というお客様は、弊社スタッフにお気軽にお声がけください。」

「詳細がわかるカタログ、パンフレットも揃えておりますのでご活用ください。」

例2：「本日は、ヘアケアの体験会です。株式会社環境保全研究所が扱う商品 ○○を用いて頭皮洗浄を体験いただきます。ぜひ、日頃の疲れを癒やし、さっぱりすっきりとされて気持ちよくご帰宅くださいませ（等、以降略）」

「本日のヘアケアでご紹介するお品は○○、のほか、△△、××です。体験会会場の後ろの棚に商品を展示しています。ご興味ある方はお手にとってみてください。本日はメーカー希望小売価格の20%オフにて販売いたします。」

「あわせて、宇宙に関わる本を発売記念の特別価格として、定価の半額にて販売いたします。」

「詳細がわかるカタログ、パンフレットも揃えておりますのでご活用ください。」

3) 目的が販売勧誘であることの告知

主たる目的が勉強会や体験会であっても、その場に商品があり、お客様が購入できる状態ならば、商品紹介と販売を伴うことをご案内ください。（商品購入ができない会場であれば告知は不要です）

4) 現地にご用意いただくもの

- 商品
- 現地販売時に商品に添えてお渡しする紙 「納品書領収書」 （サンプル別添）
 - *冒頭の「よくお読みください」と「クーリング・オフ」部分は赤罫囲みで赤文字指定。文字サイズは日本工業規格z8305の8ポイント以上指定。
- 商品パンフレット
 - *必ずお渡しする必要はありません。
- 契約種ごとの基本契約書
 - *お客様から申込あるいはご検討の意思を示された際に必要となります。

なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬白

クーリング・オフのお知らせ（以下裏面、赤字印刷）

1、お客様が、訪問販売にて、ご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面又は電磁的記録（電子メール等）による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が3千円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2、この場合、①お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

3、なお、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤・防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）、化粧品・毛髪用剤及び石鹸（医薬品を除く。）・浴用剤・合成洗剤・洗淨剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬については使用又は消費した場合（ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。）は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフすることができます。

※ クーリング・オフ制度は、法人には適用されません、ご注意ください。